

地方自治 判例情報

要旨：伊東 健次

公金違法支出損害賠償等 請求事件

最高裁判所第三小法廷 平成30年
10月23日判決 平成29年（行ヒ）
第185号 裁判所ウエブサイト
破棄自判、行政勝訴

原審 高松高等裁判所 平成29年
1月31日判決 平成28年（行コ）
第4号 判例地方自治423号33
頁、判例タイムズ1437号85頁
一審 徳島地方裁判所 平成27年
12月11日判決 平成26年（行ウ）
第11号 判例地方自治423号42
頁

（要旨）

鳴門市では、競艇事業を行って
おり、近隣の漁業協同組合に対し
協力金を支出しており、競艇場拡
張に当たっても協力金を支出して
いたが、平成24年4月に、住民訴
訟が提起され、協力金の支出が違
法であった旨の判決が確定し、更
に平成26年6月に平成25年の協力
金についても違法である旨の一審

判決が出され、鳴門市は市議会に
対し、前訴の敗訴額及び一審での
敗訴額につき、債権放棄の議決を
提出し、鳴門市議会はこれを承認
する旨の議決をし、鳴門市長は債
権放棄の議決をしたことに対し、
原審は、債権放棄の議決が議会の
裁量権の範囲を逸脱又は濫用に当
たるとして、債権放棄の効力を否
定した事案に関し、本件各請求権
放棄することが普通地方公共団体
の民主的かつ実効的な行政運営の
確保を旨とする地方自治法の趣旨
等に照らし不合理であるとは認め
難く、鳴門市議会での議決はその
裁量権を逸脱又は濫用するもので
はないとして、債権放棄の効力を
肯定した事例である。

【関連法規】

地方自治法第96条第
1項第10号

【参照判例】

最高裁平成24年4月
20日判決、民集66卷
6号2583頁、最高
裁平成24年4月23日
判決、民集66卷6号
2789頁

判決

〔主 文〕

原判決を破棄し、第1審判決中
上告人敗訴部分を取り消す。

前項の部分に関する被上告人ら
の請求をいずれも棄却する。

訴訟の総費用は被上告人らの負
担とする。

〔理 由〕

上告代理人浅田隆幸、同堀井秀
知の上告受理申立て理由について

1 本件は、鳴門市（以下「市」
という。）が経営する競艇事業に
関し、市が平成25年度において漁
業協同組合である上告補助参加人
ら（以下「参加人ら」という。）
に対して公有水面使用協力費を支
出したことが違法、無効であると
して、市の住民である被上告人ら
が、地方自治法242条の2第1
項4号の規定に基づき、上告人を
相手に、当時の市公営企業管理者
企業局長の職にあった者に対する
損害賠償請求及び参加人らに対す

る不当利得返還請求をすること等を求める住民訴訟であり、論旨は、上記各請求に係る請求権を放棄する旨の市議会の議決の適否に関するものである。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 市は、鳴門市公営企業の設置等に関する条例(平成16年鳴門市条例第38号)により、モーターボート競走法に基づく競艇の開催及びこれに附帯する業務を行うため、競艇事業を設置している。また、競艇を開催するため、鳴門市撫養町大桑島字瀧岩浜48番地先水面(以下「本件水面」という。)にモーターボート競走場(以下「本件競艇場」という。)を設置し、これを管理している。

市は、上記条例により、競艇事業を含む公営企業の各事業を通じて管理者1人を置き、その職名を企業局長としている。平成24年度及び同25年度において企業局長の職にあったのは、Aである。

(2) ア 本件競艇場が設置さ

れた昭和28年当時、参加人らは、本件水面及びこれに近接する海域においてボラ漁の漁業権の設定を受けており、参加人らの組合員らは、これらの海域において漁業を営んでいた。参加人らは、市に対し、本件競艇場の設置によって漁獲高が減少するなどとして漁業補償を要望し、その結果、市から参加人らに対し、補償金が支払われることとなった。その後、市は、毎年度、上記補償金を「漁業補償金」として支払うようになり、昭和49年度からは「公有水面使用協力費」の名目で支払うようになった(以下、上記のとおり市が参加人らに毎年度支払った金員を名目を問わず「本件協力費」という。)。参加人らが設定を受けていた上記漁業権は、昭和38年に消滅したが、参加人らは、同年、本件水面に近接する水面上にわかめ養殖業のための区画漁業権の設定を受け、組合員らがわかめ養殖業を営むようになった。もともと、参加人らは、昭和50年9月以降は、市に対して漁業被害の実情を書面に

より報告することや、減収額の調査をすることはなくなった。

イ 市が参加人らに対してそれぞれ支払った本件協力費の額は、昭和52年度には202万5000円であったが、順次増額され、平成7年度から同21年度までは各600万円であった。その後、本件協力費は、競艇事業の経営状況の悪化等を理由として、平成22年度は各580万円、同23年度は各500万円、同24年度は各450万円と順次減額された。

ウ 市は、平成16年8月までに、本件競艇場に設置されていたフェンスを移動するなどして、本件競艇場の規模を拡張する鳴門競艇場競走水面整備事業(以下「本件拡張整備事業」という。)を行った。その際、市は、参加人らに対し、本件拡張整備事業に係る工事協力金として、本件協力費とは別に各1000万円を支払い、参加人らは、本件拡張整備事業に同意した。

(3) Aは、平成25年4月1日、市を代表して、参加人らとの間で、要旨以下の内容の公有水面使用協

定書を作成して公有水面使用協定(以下「本件協定」という。)を締結し、市は、同月30日、本件協定に基づき、参加人らに本件協力費として各430万円を支出した(以下、この支出を「本件支出」という。)。なお、市と参加人らとの間で平成18年から同24年までの間に締結された協定においても、年度ごとに協定書が作成され、同様の内容(本件協力費の金額は異なる。)が合意されている。また、本件協力費の支出に関し、市議会において決算の認定がされてきた。

ア 参加人らは、市が本件競艇場において競艇を施行する間、これに必要な公有水面の使用を異議なく承諾し、市の競艇事業の運営に支障を来さないよう、その所属する組合員と共に、全面的に協力するものとする。

イ 市は、参加人らに対し、1年間の本件協力費として各430万円を支払うものとする。

(4) ア 市の担当者は、平成23年10月に開かれた市議会予算決算委員会や同24年に行われた本件

協力費に関する住民監査請求手続において、本件協力費について、漁業補償の趣旨を含むとの言及や、港湾管理者である徳島県（以下「県」という。）との水域占用協議に参加人らの同意が必要となるからその対価であるといった説明はしなかった。

イ 被上告人らは、平成24年4月、平成18年度から同23年度までの間の本件協力費の支出が違法であるとして、徳島地方裁判所に対し、当時企業局長の職にあった者に対する損害賠償請求及び参加人らに対する不当利得返還請求をすること等を求める住民訴訟（以下「前件訴訟」という。）を提起し、その後、同24年度の本件協力費の支出についても請求を拡張した。徳島地方裁判所は、平成26年1月31日、平成23年度及び同24年度の本件協力費の支出は違法であるなどとして、前件訴訟における被上告人らの請求のうち、Aに対し同年度の本件協力費の合計額に相当する900万円の支払を、参加人らに対し同23年度及び同24年度

に受領した本件協力費に相当する各950万円の支払を、それぞれ請求することを求める部分を認容する判決を言い渡した。上告人は控訴したが、高松高等裁判所は控訴を棄却する判決を言い渡した。上告人は上告及び上告受理申立てをしたが、平成28年2月26日、最高裁判所において、上告を棄却し、事件を上告審として受理しない旨の決定がされた。

(5) 被上告人らは、平成26年6月12日、徳島地方裁判所に対し、平成25年度の本件協力費の支出（本件支出）は違法であるなどとして、本件訴訟を提起した。徳島地方裁判所は、平成27年12月11日、本件支出に係る支出負担行為である本件協定は違法、無効であるとし、被上告人らの請求のうち、Aに対する860万円の損害賠償請求及び参加人らに対する各430万円の不当利得返還請求をすることを求める部分を認容する判決を言い渡し、その理由中で、本件協定が違法であることの根拠の一つとして、本件水面の占用期

間延伸手続に参加人らの同意が必要であるとは認められないことを挙げた。上告人は、同判決に対して控訴した。

(6) ア B市長は、平成28年4月14日、市議会に対し、地方自治法96条1項10号の規定に基づき、前件訴訟の確定判決及び本件訴訟の第1審判決に係る市のAに対する損害賠償請求権及び参加人らに対する不当利得返還請求権（以下、併せて「本件各請求権」という。）を放棄する旨の議案（以下「本件議案」という。）を提出した。その提案理由書には、本件各請求権を放棄する理由として、〔1〕参加人らに対する不当利得返還請求権を行使することにより、参加人らの経営に大きな打撃を与え、ひいては市の水産業振興への悪影響も懸念されること、〔2〕本件協力費の支出は組織的な対応の瑕疵及び組織としての判断の誤りによるものであり、A自身が私利を得ようとしたものではないこと、〔3〕本件協力費の支出は予算の範囲内で行われてお

り、支出後においては決算認定を受けるなど、市議会においても必要性があると認められていたこと、〔4〕市は、本件協力費の支出を取りやめており、今後についても支出しないこととしているなど、違法とされた財務会計行為を是正していることが挙げられていた。

B市長は、同日、市議会において本件議案の提案理由の説明を行い、その中で、本件協力費は、競艇事業の円滑な運営のために参加人らがその所属する組合員と共に全面的に協力することへの対価として支出してきたこと、競艇事業を実施するには、本件水面の占用についての県の許可を要し、これには参加人らの同意が必要であるとされていたこと、参加人らの同意を得るための協定書が締結できなくなれば競艇事業が実施できなくなること等の説明を行った。

イ 市議会は、平成28年4月14日、損害賠償請求権等放棄審査特別委員会（以下「特別委員会」と

いう。)を設置し、本件議案の審査を付託することを決議した。

同日開催された特別委員会において、市の担当者は、参加人らの財務内容について詳細な調査を行ったことはないこと、参加人らとの良好な関係が崩れた場合の影響に関し、公有水面の占用協議に当たって県の許可が得られなくなると競艇を開催できなくなり、経済効果の面や雇用について影響が生ずること等を答弁した。特別委員会は、同月15日も本件議案の審査を行った上、本件議案を原案のとおり可決した。

同月19日に開催された市議会本会議において、特別委員会委員長は、委員会審査の概要を報告し、4名の議員が賛成の立場から、2名の議員が反対の立場から討論を行い、賛成11票、反対9票の多数決により本件議案が可決された(以下、この議決を「本件議決」という)。

ウ 上告人は、本件議決を受けて、A及び参加人らに対し、本件各請求権を放棄する旨をそれぞれ

通知した。

(7) 前件訴訟の第1審判決を受けて、市は、平成26年度以降の本件協力費の支出を取りやめた。また、Aは給料月額10%を6か月減額する懲戒処分を受け、B市長については6か月の給料月額の減額率を10%上乗せし20%減額する条例が可決された。

3 原審は、上記事実関係等の下において、本件協力費は漁業補償としての性格を喪失し、協力金という趣旨であるとしても高額に過ぎることから、本件支出は合理性、必要性を欠き、本件協定は違法、無効であり、また、Aは本件協定を締結したことについて過失があるとした上で、本件各請求権の放棄の効力について要旨次のとおり判断して、Aに対する損害賠償請求及び参加人らに対する不当利得返還請求を求める被上告人らの請求をいずれも認容すべきものとした。

本件協力費の支出は、合理性、必要性を欠くものであったところ、永年その支出が継続され、こ

の間に支払われた金額は多額に及んでいる。Aは、その合理性、必要性の基礎となる事情について調査し、検討すべき義務を負っているにもかかわらず、漫然と従前の経緯を踏襲して支出を行ったものであり、参加人らも、支出の違法性を基礎付ける事実関係を認識した上で、多額の利益を得たものであり、いずれも帰責性は大きい。

本件議決の提案理由等についても的確な説明責任が果たされているとはいえない。漁業協同組合の財政的基盤がぜい弱であることは公知の事実であるが、不当利得返還請求権を行使することによる参加人らの経営への打撃についての確かな立証はなく、参加人らに真に救済が必要であるならば別途支援策を講ずべきである。これらの事情を総合考慮すると、本件議決は、地方自治法の趣旨等に照らして不合理であって裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとして違法であり、本件各請求権の放棄は無効である。

4 しかしながら、原審の上記

判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 普通地方公共団体がその債権の放棄をするに当たって、その適否の実体的判断は、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的な委ねられているものというべきであるところ、住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合には、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議

決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するのが相当である。そして、財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は公金の支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される（最高裁平成22年（行ヒ）第102号同24年4月20日第二小法廷判決・民集66巻6号2583頁、最高裁同22年（行ヒ）第136号同24年4月23日第二小法廷判決・民集66巻6号2789頁参照）。

（2）以上の観点から、本件議決の適否について検討する。

ア（ア）まず、本件協力費の支出の性質及び内容についてみると、本件協力費の支出の違法事由は、当初の漁業補償としての性格が失われており、協力金の趣旨であるとしても高額に過ぎ、合理性、必要性を欠くものであったという点にある。もつとも、本件協力費の支出が違法とされ、支出を行った者に過失があるとされる場合であっても、その支出は、地方公共団体が経営する企業の円滑な運営

のために関係者の理解、協力を得るべく行われたものとみられるところ、本件議決の適否を判断するためにその支出を行った者又は支出を受けた者の帰責性の程度を検討するに当たっては、このような支出が、当該企業の目的を遂行するための政策的観点を踏まえた多角的、総合的な判断に基づいて行われる性質のものであることを考慮に入れる必要がある。

そこで検討すると、本件競艇場は、平成25年当時もこれに近接する水面において参加人らの組合員らがわかめ養殖業を営んでいた上、本件拡張整備事業により以前に比べて規模を拡張していたというのであり、上記組合員らが営む漁業に対してなお一定の影響を及ぼしていると考えられることにも理由がないとはいえない状況にあったということができると、本件支出当時においても、収益事業たる競艇事業の円滑な遂行のために本件協力費を支出する必要がありと判断することが、上記の政策的観点を踏まえた判断として誤

りであることが明らかであったということはできない。また、本件協力費の支出が数十年にわたって継続され、近年は毎年減額されてきたこと、年度ごとに協定書が作成され、市議会において決算の認定も受けていたなど所要の手續が履践されていたこと等の事情も考慮すると、本件協力費の支出が合理性、必要性を欠くものであったことがその態様等に照らして明らかであったとはいえない。

そうすると、Aが企業局長として本件協力費の支出に関与した当時、同人は、本来であれば本件協力費の見直しを行うべきではあったものの、その支出が違法であることを容易に認識し得る状況にあったとはいえないから、その帰責性が大きいということはできない。

また、参加人らは、本件協力費の支出の適否を判断する立場にはなく、従前と同様に市との間で協定を締結し、それに従って本件協力費を受領したにすぎないものである上、本件協力費の支出が合理

性、必要性を欠くものであったことが明らかな状況であったといえないことは上記のとおりである。そうすると、参加人らが受領した本件協力費の累積金額が相当高額に及ぶことを考慮しても、参加人らの帰責性が大きいということはいえない。

（イ）次に、本件協力費の支出の原因、経緯及び影響に関しては、上記のとおり、本件協力費の支出は、永年にわたって継続され、その間、所要の手續を履践していたものであって、参加人らから不当な働きかけが行われたなどの事情はうかがわれないし、Aが私利を図るために本件協力費の支出をしたものではないことも明らかである。本件協力費の累積支出額は高額に及ぶのに対し、市やその住民に具体的な利益が還元されているものとは認め難いところであるが、本件協力費が競艇事業の円滑な運営に資するところがなかったともいえない。

イ 以上を前提として、本件議決の趣旨及び経緯についてみる

と、前記2(6)の事実関係に照らせば、本件議決は、本件協力費の支出が違法であるとの前件訴訟の確定判決及び本件訴訟の第1審判決が示した法的判断を前提とした上で、不当利得返還請求権を行使した場合に参加人らへの影響が大きいこと、Aの帰責性が大きいとはいえないことを考慮した上でされたものであるとみることができ、Aや参加人らの支払義務を不当な目的で免れさせたものということはできない。また、本件議決に当たり、参加人らの具体的な財務状況は明らかにされていないものの、漁業協同組合である参加人らに対して本件協力費の支払を打ち切った上に、3年分の本件協力費に相当する1380万円の返還を求めれば、その財政運営に相当の悪影響を及ぼすことが容易に想定されることに照らせば、市の水産業振興の観点から参加人らの財政運営に一定の配慮をし、不当利得返還請求権の放棄の理由としたことが不合理であるとはいえない。なお、B市長や市の担当者ら

は、市議会等において、本件水面の占用許可を得るために参加人らの同意が必要であるなどと説明しているが、この説明は、その内容に正確性を欠いた点があるとしても、前件訴訟の確定判決や本件訴訟の第1審判決の判断を否定する趣旨に出たものとはいえず、本件議案に反対する立場の議員からの意見表明が行われた上で本件議決に至ったという審議の経過等からすれば、上記の点が市議会議員の投票行動に重大な影響を及ぼしたということもできない。

ウ さらに、市の本件各請求権の放棄又は行使の影響についてみると、Aの1760万円の損害賠償責任は、本件協力費の支出によつて何らの利得も得ていない個人にとつては相当重い負担となり、また、参加人らに対する不当利得返還請求権の行使により、その財政運営に相当の悪影響を及ぼすおそれがあることは前記のとおりである。一方、市の規模等に鑑みれば、本件各請求権の放棄によつてその財政に多大な影響が及

ぶとはうかがわれない。

なお、本件議決は、本件訴訟が原審に係属している間に行われたものではあるが、前件訴訟の確定判決や本件訴訟の第1審判決における法的判断を前提とするものであることは前記のとおりであつて、住民訴訟制度の趣旨を没却する濫用的なものに当たるといふことはできない。また、前件訴訟の第1審判決を契機として平成26年度以降の本件協力費の支出は取りやめられ、Aに対する減給処分が行われるなどの措置が既にとられていたところである。

エ 以上の諸般の事情を総合考慮すれば、市が本件各請求権を放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であるとは認め難いといふべきであり、本件議決が市議会の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといふことはできない。そして、本件議決を受けて、上告人がA及び参加人らに対し、本件各請求権を放棄する旨

をそれぞれ通知したことにより、その放棄は有効にされ、同請求権は消滅したものとすべきである。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、A及び参加人らに関する被上告人らの請求はいずれも理由がないから、第1審判決中上告人敗訴部分を取り消し、同部分に関する被上告人らの請求をいずれも棄却すべきである。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡部喜代子
裁判官 山崎敏充 裁判官 戸倉
三郎 裁判官 林景一 裁判官
宮崎裕子)

被爆者健康手帳交付等請求事件

最高裁判所第一小法廷 平成29年12月18日判決 平成28年（行ヒ）第404号の2 裁判所ウエブサイト

一部上告棄却、一部破棄差戻
原審 福岡高等裁判所 平成28年5月23日判決 平成24年（行コ）第29号 民集41巻10号2466頁
一審 長崎地方裁判所 平成24年6月25日判決 平成19年（行ウ）第15号 訴訟月報59巻12号3078頁

〔要旨〕
被爆者援護法に基づく被爆者健康手帳の交付及び健康管理手当の認定申請に対する却下処分取消し並びに被爆者健康手帳の交付の義務付けを求める訴えについて、訴訟係属中に死亡した被相続人の一身専属的なものであることを理由に却下した原審判決に対し、一身専属的なものではなく、訴訟の継続中に申請者が死亡した場合に

は、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継するものであるから、原審判決は違法なものであり、一審継続中に死亡した申請人は、被爆者援護法第1条第3号には該当しないものの、同法第1条第2号に該当する旨の主張について、さらに審理を尽くさせるため、同請求に関する部分につき、一審に差し戻す。

〔関連法規〕

被爆者に対する援護に関する法律第1条第2号・第3号、同法第2条第1項・第3項、同法第27条、同法第49条、同法施行令第1条

判決

〔主 文〕

1 原判決中、被爆者健康手帳交付申請却下処分及び健康管理手

当支給認定申請却下処分の取消請求に関する部分を破棄し、同部分に関する第1審判決を取り消す。

2 前項の部分につき、本件を長崎地方裁判所に差し戻す。
3 上告人らのその余の上告を棄却する。

4 前項に関する上告費用は上告人らの負担とする。

〔理 由〕

上告代理人龍田紘一朗ほかの上告受理申立て理由（ただし、排除された部分を除く。）について

1 本件は、長崎市に原子爆弾が投下された日の午後と同原子爆弾（以下「長崎原爆」という。）の爆心地付近に在ったなどとするAが、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）に基づき被爆者健康手帳の交付及び健康管理手当の認定の各申請をしたところ、長崎市長からこれらを却下する旨の処分（以下、それぞれ「本件交付申請却下処分」、「本件認定申請却下処分」といい、これらを併せて

「本件各処分」という。）を受けたため、Aは同法1条2号又は3号所定の被爆者の要件を満たすなどと主張して、本件各処分の取消し等を求める事案である。Aが本件訴訟の第1審口頭弁論終結前に死亡したことから、第1審において、上告人らが相続により本件訴訟におけるAの地位を承継したと主張して、訴訟承継の申立てをした。

2 (1) 被爆者援護法は、同法1条各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものを被爆者として、同法による援護の対象としているところ、同条1号は、原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者を、同条2号は、原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に同条1号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者を、同条3号は、同条1号及び2号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放

射能の影響を受けるような事情の下にあった者を、それぞれ掲げている。なお、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下「被爆者援護法施行令」という。）

1条1項は、同法1条1号の政令で定める区域は原子爆弾が投下された当時の同施行令別表第1に掲げる区域とする旨を定めている。

また、同法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地等の都道府県知事（同法49条により、長崎市については長崎市長。以下同じ。）に申請しなければならない旨を、同法2条2項（平成20年法律第78号による改正前のもの）は、同条1項による申請を受けた都道府県知事は、申請者が同法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする旨を、それぞれ定めている。

(2) 被爆者援護法27条1項は、都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働省令で定める障害を

伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものを除く。）にかかつて

いるものに対し、その者が医療特別手当等の支給を受けている場合を除き、健康管理手当を支給する旨を定めているところ、同条2項は、同条1項に規定する者が同手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて都道府県知事の認定を受けなければならない旨を、

同条3項は、都道府県知事は、上記認定を行う場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする旨を、同条4項は、同手当は、月を単位として一律の金額を支給する旨を、同条5項は、同手当の支給は、上記認定を受けた者が上記認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その日から起算してその者につき上記期間が満了する日（その期間が満了する日前に上記要件に該当しなくなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の属する月で終わる旨を、それぞれ

定めている。

3 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) Aは、長崎原爆が投下された後相当期間、主に当時の長崎県北高来郡戸石村▲▲▲番地に在った者である。なお、戸石村▲▲▲番地は、爆心地から7.5km以上12km以下の範囲内の地域にあり、被爆者援護法施行令別表第1に掲げる区域には含まれていない。

(2) ア Aは、平成20年7月22日に長崎市長に対して被爆者健康手帳の交付の申請をしたが、同年8月14日にこれを却下する旨の本件交付申請却下処分を受け、さらに、同年10月17日に同市長に対して健康管理手当の認定の申請をしたが、同月22日にこれを却下する旨の本件認定申請却下処分を受けた。

イ Aは、本件各処分の取消し等を求めて本件訴訟を提起したが、第1審口頭弁論終結前の平成23年▲▲月▲▲日に死亡した。ウ Aの妻及び子である上告人

らは、それぞれAを相続し、当該相続により本件訴訟における同一人の地位を承継したと主張して、訴訟承継の申立てをした。

(3) 被爆者援護法施行令が公布された平成7年2月17日当時及び原審口頭弁論終結時における放射線被曝による健康への影響に関する科学的知見は、長崎原爆が投下された際爆心地から約5kmまでの範囲内の地域に存在した者は概ね長崎原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったといえるが、上記地域に存在しなかった者は、長崎原爆投下の際に一定の場所に存在したことにより直ちに上記事情の下にあったといふことはできないというものである。

4 原審は、上記事実関係等の下で、本件各処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は、Aが被爆者援護法上の被爆者として同法による援護（健康管理手当の支給を含む。）を受ける地位であるところ、同法による援護を受ける地位は被爆者に固有のものである

り、一身専属的なものであると解されるから、上告人らがAの相続人としてこれを承継することはできず、本件各処分取消しを求め訴えは同人の死亡により当然に終了すると判断し、当該訴えにつき訴訟終了宣言をした第1審判決に対する上告人らの控訴を棄却した。

5 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 被爆者援護法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格を持つものであるということができるものの、他方で、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに鑑みて制定されたものであることからすれば、被爆者援護法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国

が自らの責任によりその救済を図るといふ一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは否定することができない。

そして、同法に基づく健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響による造血機能障害等の障害に苦しみ続け、不安の中で生活している被爆者に対し、毎月定額の手当を支給することにより、その健康及び福祉に寄与することを目的とするものであるところ(同法前文、27条参照)、同条は、その受給権に關し、被爆者であつて、所定の疾病に罹患しているものであれば、同条2項所定の都道府県知事の認定を受けることによつて、当該認定の申請をした日の属する月の翌月から一定額の金銭を受給することができる旨を定めている。このような規定に照らすと、同手当に係る受給権は、所定の各要件を満たすことによつて得られる具体的給付を求める権利として規定されているということができ

以上のような同法の性格や健康

管理手当の目的及び内容に鑑みると、同条に基づく認定の申請がされた健康管理手当の受給権は、当該申請をした者の一身に専属する権利といふことはできず、相続の対象となるものであるから、被爆者健康手帳交付申請及び健康管理手当認定申請の各却下処分取消しを求める訴訟について、訴訟の係属中に申請者が死亡した場合に、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継するものと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、Aは、生前に被爆者健康手帳の交付及び健康管理手当の認定の各申請をしたものであるところ、これらを却下する旨の本件各処分取消しを求める訴訟の係属中に死亡したことは前記3(2)のとおりであるから、その相続人である上告人らにおいて、当該訴訟を承継することができるものといふべきである。

6 以上によれば、本件各処分取消しを求める訴えにつき訴訟

終了宣言をした第1審判決及びこれを維持した原判決には、いずれも判決に影響を及ぼすことが明らかなる法令の違反があるから、原判決中、当該訴えに關する部分は破棄を免れず、同部分に關する第1審判決を取り消すべきである。論旨はこの限度で理由がある。

もっとも、前記3(3)のとおり、原審口頭弁論終結時における科学的知見によれば、長崎原爆が投下された際爆心地から約5kmまでの範囲内の地域に存在しなかつた者は、その際に一定の場所に存在したことにより直ちに長崎原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあつたといふことはできないといふのであるし、関係記録によれば、Aに長崎原爆による放射線被曝による急性症状が見られたことについての上告人らの主張立証も客観的な裏付けを欠くものであることがうかがわれることからすると、長崎原爆の投下後相当期間、戸石村▲▲▲番地に在ったことを理由とするAの被爆者援護法1条3号該当性

に関する上告人らの主張に理由があることと認められないことは明らかである。したがって、本件各処分は取消請求のうち同条2号該当性をいう部分に関する主張の当否について更に審理を尽くさせるため、同請求に関する部分につき本件を第1審に差し戻すこととする。

なお、被爆者の地位確認請求及び健康管理手当の支払請求に係る上告については理由がなく、また、その余の請求に関する上告については上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり判決する。なお、裁判官木澤克之の補足意見がある。

裁判官木澤克之の補足意見は、次のとおりである。

被爆者援護法に基づく健康管理手当の受給権の法的性質について、若干の意見の補足をした。

1 原判決は、被爆者援護法による援護の根底に国家補償的配慮

があることを前提としつつも、同法の主たる性格が被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とする社会保障法であるとし、被爆者援護法に基づく健康管理手当の受給権は一身専属的なものであるとした。

しかし、同法は、原子爆弾という比類のない破壊兵器の投下の結果として生じた放射能に起因する健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が避けられず戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが生涯癒やすことのできない傷跡と後遺症を残し、今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態におかれ、苦しんでいることに鑑みて制定されたものであること、このような特異かつ重大な戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面を有するものであり、まさにその点から実質的に国家補償的配慮が同法の制

度の根底にあると解すべきものである。また、健康管理手当については、放射能に起因する健康被害の上記のような特異性及び重大性に鑑み、その放射能の影響による造血機能障害等の障害に苦しみ続け、不安の中で生活している被爆者に対し、一定の要件を満たすことによつて、一定額の金銭的給付をする旨が定められているのであるから、同手当に係る受給権が財産的価値を有する権利性を帯びたものとして規定されていることは否定し難い。

加えて、同法は、同手当に係る受給権の譲渡や差押えを禁止しているものの（44条、45条）、同手当の認定申請によつて具体的に計算可能となった受給権を相続人が相続し、同手当の支給を受けることが同法の趣旨、目的に反するものであるということはできない。また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則8条は、被爆者が死亡したときは被爆者健康手帳を返還しなければならない旨を規定しているが、同手当に係る受給権が上記のように一定の要件を備えることで具体的に発生するものとして規定されていることからすると、上記のような同法施行規則の定めがあるからといって、認定申請がされた同手当に係る受給権までもが一身専属的なものにすぎないということとはできないと考えられる。

2 一口に社会保障的性格を有する給付であるといっても、これを支給することとした法律の目的や立法の経緯、給付の性質、具体的な給付規定の在り方、受給権が相続の対象となることが法の趣旨、目的に沿うか否かをみなければ、その給付に係る受給権が一身専属的なものであるか否かを判断することはできないものといふべきであるところ、被爆者援護法に基づく健康管理手当のように、制度の根底に特殊な被害に対する国家補償的配慮があるとされており、かつ、一定の要件を満たすことによつて生ずる一定額の金銭的給付であつて、被爆者の生活を経済的に援護する趣旨を含む給付につ

いては、相続されるものと解するのが相当である。

この点、健康管理手当は、被爆者援護法が制定される前においては、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づき、一定の要件を満たす被爆者に対して支給すべきものとされていたところ、同法の下においては同法施行令によって一定の所得制限がされていたが、段階的に所得制限の基準が緩和され、被爆者援護法の制定に伴い、所得制限は完全に撤廃されたのであるから、そのような経過や現行法の規定に照らすと、同手当に係る受給権が被爆者の一身専属にとどまらないものであることは、現行法においてはより明確になっていると解すべきである。

3 そうすると、被爆者援護法の主たる性格が被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とする社会保障法であるとしても、そのことは、以上の判断を左右するに足るものではないといえるべきである。

(裁判長裁判官 木澤克之 裁判官 池上政幸 裁判官 大谷直人 裁判官 小池 裕 裁判官 山口 厚)

●第51号 (2017年11月発売) 定価(本体1,150円+税)

・特集 働き方改革と自治体

働き方改革の方向と理念
地方自治体における働き方改革の推進
女性活躍推進法施行後の現状と課題
2020年に向けた働き方改革(テレワークの導入)
神奈川県横浜市 女性職員の活躍推進
鳥取県 鳥取県における「働き方改革」
福島県郡山市 郡山市STANDARD
大阪府堺市 堺市職員「働き方改革」プラン“SWITCH”策定
龍ヶ崎市長、副市長及び教育長の育児等と公務に関する条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

大津市議会意思決定条例
埼玉県虐待禁止条例
特定異性接客営業等の規制に関する条例

・トピックス

ヒトのグローバル化と法的整備(第2回)
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の解説
民法の一部を改正する法律(債権法)(平成29年法律第44号)の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 FAX: 0120-953-495 URL: <https://gyosei.jp>

受付時間: 月～金 9時から17時

Web
サイト